

地域で安心して暮らすために…

～認知症などで道が分からない、道に迷う心配がある方とそのご家族へ～

高齢者等見守りネットワーク事前登録制度 認知症高齢者等個人賠償責任保険事業 の ご案内

認知症になると記憶や判断力の低下により、道に迷う、自分の家が分からなくなってしまう場合があります。ひとり歩きの際に事故などの危険が伴う場合もあり、ご家族にとってはとても心配であるとともに、ご本人も不安な思いでおられるのではないのでしょうか。

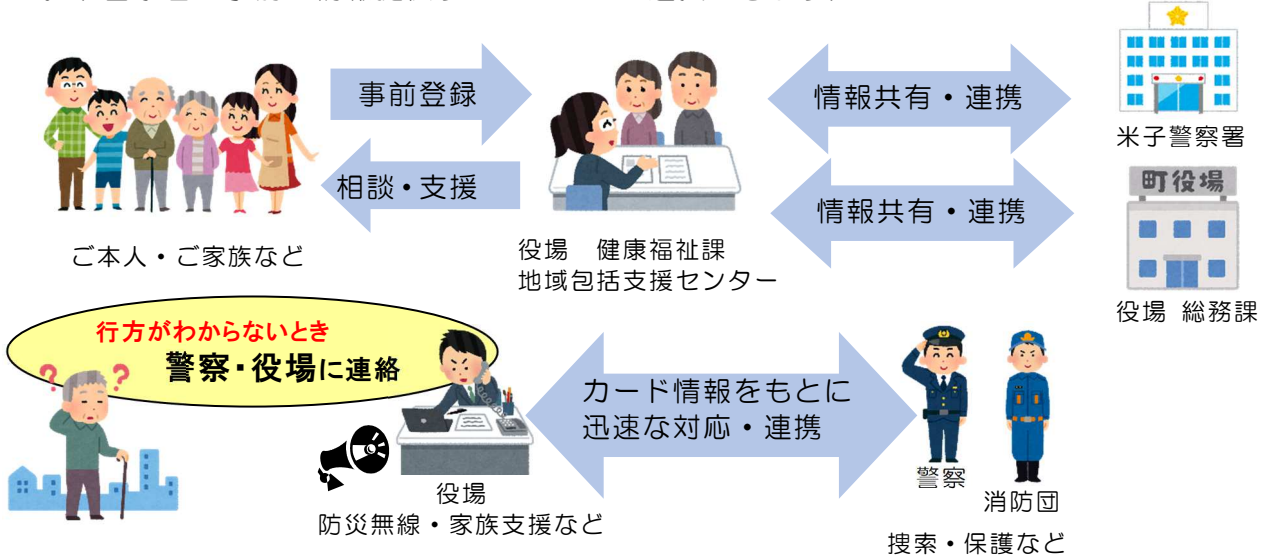
南部町では、希望の方に対し、下記のような「見守りカード」を作成しています。このカードを役場や警察で保管し、行方不明等“もしも”の時に迅速に発見・保護できるようにしています。また、ご本人やご家族の負担軽減のため見守りカードを登録された方には、事故等で法律上の賠償責任を負った場合、保険料の支払いを受けることができる制度「認知症高齢者等個人賠償責任保険事業」へ申請をしていただくことができます。

見守りカードと事前登録

(高齢者等見守りネットワーク事前登録制度)

見守りカードは行方がわからなくなった時など“もしも”の時に備えておくための情報カードです。「氏名」「住所」「連絡先」「体の特徴」「よく出かける場所・行きたいところ」「顔写真」など手がかりとなる情報を記入します。

“もしも”の時にはカードの情報をもとに警察や行政などでお探しします。令和元年より、警察署にも**事前登録***をしていただくことでより迅速に対応することが出来るようになりました。(*警察署に事前に情報提供するかどうかは選択できます)



登録方法：登録に必要な用紙は健康福祉課にあります

写真2枚（顔写真・全身写真）・印鑑が必要です

（本人がいつも持ち歩いているものや、身に付けているものなどがあれば、その写真もお持ちください。）

◎登録申請できる人は、本人・配偶者・四親等内の親族です。

◎カードは健康福祉課・総務課がお預かりします。お預かりした個人情報には目的以外には使用しません。

裏面へ続く

認知症高齢者等個人賠償責任保険事業

認知症高齢者の方が、日常生活で起こしてしまった事故※で、**法律上の賠償責任を負った場合、保険金の支払いを受けることができる制度**です。町が保険契約者となり、保険料を全額負担します。

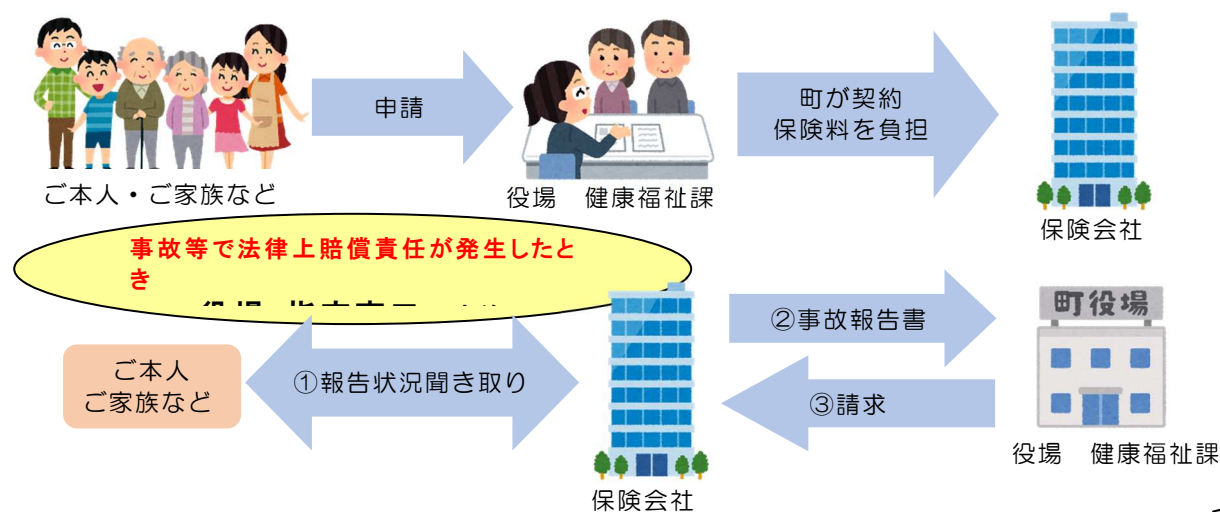
※他人にケガを負わせた、他人のものを壊した、線路に入り電車を止めてしまったなど

申請方法：申請書は健康福祉課にあります

※この保険に加入するためには 年齢が40歳以上であり「高齢者等見守りネットワーク事前登録制度」への登録が条件となります（保険事業のみの加入はできません）

補償内容：個人賠償責任保険 1億円（その他補償もあります。詳しくはお問い合わせください。）

※法律上の損害賠償責任を負った場合に適用され、保険金として支払われます。



【参考】行方がわからない時のご家族の対応

① できるだけ早く“警察”に連絡をしましょう。（行方不明届を出す）

※米子警察署 33-0110

② 同時に、役場 総務課(66-3112)にも連絡をしましょう。

※防災無線の放送、消防団の出動 等を行います。

※「見守りカード」により事前登録をしている場合、①②がスムーズに対応できます。

③ できるだけ、大人数で家の周りを探しましょう。

※ご近所や歩くコース沿いにお住いの方に見守りの協力をお願いしておくとう安心です。

例：歩いている姿を見かけたときに一声かけてもらう

普段と様子が違ったら家族に伝えてもらう

※いざという時の安心のために…

●日頃から、近所、区長、民生委員、地域福祉委員、駐在所に協力をお願いしておくとう安心です

●日頃身に着ける衣服や持ち物に名前を書いておいたり、最近の写真を撮っておくと対応に役立ちます

お問い合わせ先：南部町役場 健康福祉課・南部地域包括支援センター
(健康管理センターすこやか内) 電話 66-5524